

オリンピックアクアティクスセンター
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
大気等	工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。	計画地周辺において同時期に行われる事業を含めた工事用車両の複合影響の予測を行った。(p. 86 及び資料編 p. 46 参照)
	建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。	建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応等について追記した。(p. 103 参照)
生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑共通	緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や辰巳の森海浜公園に生育している樹種等を参考にするなど、計画地に適した緑化を行うこと。	辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識した植栽樹種選定に当たっての配慮事項を追記した。(p. 120、p. 154、p. 161 参照)
緑	当該施設整備後の計画地内の緑化面積について示し、緑の量の変化の程度について明らかにすること。また、当該施設は辰巳の森海浜公園内に建設されることから、緑の量のほか、新たに植栽する緑が持つ機能についても考慮し、より良い緑の空間となるよう努めること。	計画地内の緑化計画を図示するとともに、辰巳の森海浜公園との一体的な空間や連続性を確保した緑化計画を記載した。(p. 27、p. 161 参照)
騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。	計画地周辺において同時期に行われる事業を含めた工事用車両の複合影響の予測を行った。(p. 181 及び資料編 p. 67 参照)
	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、当該地点の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えていることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること。	工事用車両の走行に係る配慮事項として計画地周辺において同時期に実施される事業者との協議等について追記した。(p. 191 参照)

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。	建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応について追記した。(p. 191 参照)
日影	日影の影響に特に配慮すべき施設である辰巳の森海浜公園内に日影が生じると予測していることから、本事業が辰巳の森海浜公園に及ぼす影響についても説明すること。	辰巳の森海浜公園に対する配慮事項として日影が及ぶ範囲にある樹木については、日影の状況をフォローアップ調査で確認することについて追記した。(p. 213 参照)
景観	分節化及び繊細な線材で構成した外壁により、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の低減を図るとしていることから、その効果について具体的に記述し、図などを用いてわかりやすく説明すること。	屋根と壁の分節化による圧迫感低減の効果について図を用いて記述した。(p. 251 参照)
自然との触れ合い活動の場	計画地は辰巳の森海浜公園内にあり、計画地の西側及び南側は自然との触れ合い活動の場として利用されていることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、公園利用者の活動を阻害しないよう、より一層の環境保全のための措置を講じること。	公園利用者への配慮事項として工事工程や建設機械配置について詳細な施工計画を作成することについて追記した。(p. 269 参照)
歩行者空間の快適性	暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者や道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。	より一層の暑さ対策について追記した。(p. 284 参照)
水利用	循環利用水(中水)の原水をプール排水としているが、プールへの給水及び下水道への排水計画が不明確なため、給排水を含めた具体的な循環利用水(中水)計画を示すこと。	プールへの補給水量、排水量について追記した。(p. 293 参照)

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
廃棄物	建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。	工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年4月）の目標値の達成に努めることを追記した。（p. 313 参照）
	設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から35%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。	設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の再資源化に努めることを追記した。（p. 313 参照）
エコマテリアル	建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。	積極的にエコマテリアルの適用品目を利用すること、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の趣旨に基づく調達に努めることを追記した。（p. 329 参照）
温室効果ガス エネルギー 共通	施設等の持続的稼働において、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するとしていることから、当該仕様に基づき「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成するとともに、更なる温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。	「東京都建築物環境配慮指針」の段階3の達成に努めることについて追記した。（p. 344、354 参照）
土地利用	辰巳の森海浜公園内の未開園地にスポーツ施設が建設されることから、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」等と整合を図るとともに、既存の公園をはじめ、周辺施設と一体となった土地利用を図っていくこと。	「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」との整合性や周辺施設と一体となった土地利用計画について追記した。（p. 362 参照）
安全	東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。	「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備等を行うことを追記した。（p. 387 参照）

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
消防・防災	一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。	帰宅困難者対策について追記した。(p. 411 参照)
交通渋滞 公共交通へのアクセシビリティ 交通安全 共通	計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。	周辺地域における交通の円滑化の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としていることについて追記した。(p. 416、p. 426、p. 434 参照)
交通渋滞	計画地北側の特別区道江 470 号において無電柱化工事が計画されていることから、工事に当たっては、関係機関等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。	計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 416 参照)
交通安全	工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江 457 号及び江 470 号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。また、計画地周辺は多くの公園利用者等が通行することから、工事用車両の計画地への出入には安全確認を徹底するなど、十分な環境保全措置を講じること。	計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 434 参照)